

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

大竹市では現在、「大竹市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」と言います。）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て世帯への様々な施策を展開しています。

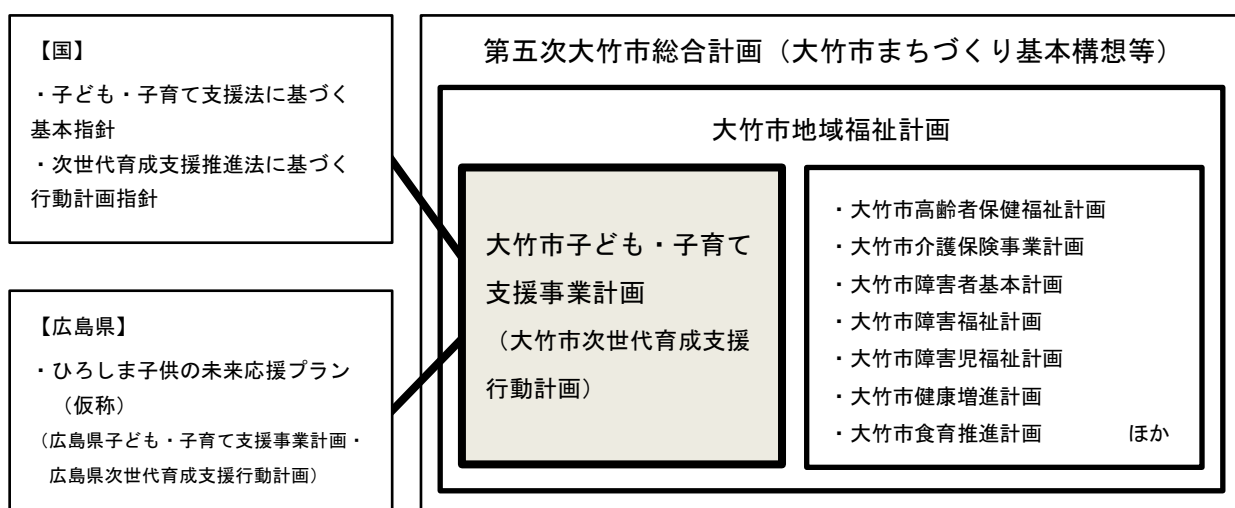
しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て世帯への支援を一層強化することが求められる現状となっています。今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が求められています。また、子育てのしづらさや経済的な問題などを背景として増加傾向にある児童虐待の防止や、国際化の進展に伴う帰国子女や外国籍の子どもとその保護者への対応など、専門的で複雑・多様化している子育て支援のあり方について検討が必要となってきています。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質の充実や子育て支援事業の更なる充実、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備などを進めるため、第一期計画の理念を引き継いだ「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」と言います。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

第二期計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画の策定については、市町村の任意とされていますが、すべての子どもと子育て世帯を対象として、大竹市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。



3. 計画の期間

第二期計画は、令和 2（2020）年度を初年度とする令和 6（2024）年度までの 5 か年とします。なお、今後の国や市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 一 期 計 画					第 二 期 計 画				

4. 計画の対象

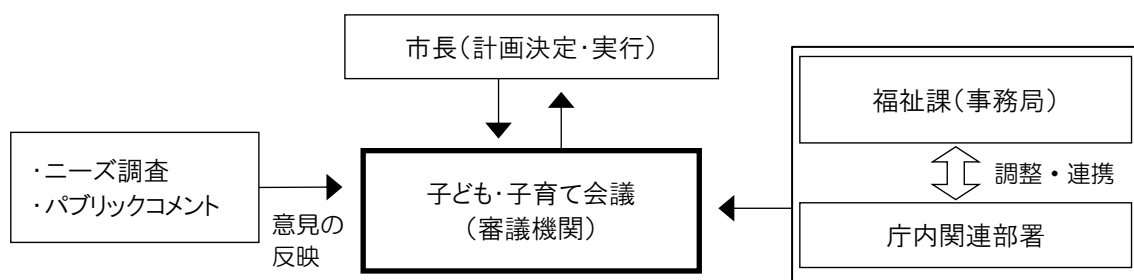
第二期計画における「子ども」とは、乳幼児から 18 歳未満または高等学校卒業までの児童・生徒とし、市内のすべての子どもと子育て世帯を対象とします。

5. 市民の意見の反映と情報公開

第二期計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接かかわることができる仕組みです。第二期計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、計画策定に関する協議・検討を行いました。



(2) 「ニーズ調査」の実施

第二期計画の策定に必要な基礎資料を得るため、「就学前児童」と「小学生児童」のいずれか（または両方）を扶養している世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は、第二期計画の策定と、今後の子育て支援施策などを立案するための基礎資料として利用しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案をホームページなどで公表するパブリックコメント（市民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。